

フランス共和国憲法改正と「地域語」

長谷川秀樹

はじめに

フランスは国際社会に対して少数民族や少数言語の擁護を率先して掲げてきた。市場的価値を最優先するグローバル化の進展により、世界中の少数文化が危機に瀕するといわれているが、フランスはそのような少数文化の保護を目的としたユネスコの二つの法規、2003年の無形文化遺産保護条約と2005年の文化的多様性の保護促進についての協約を自らのイニシアチブにより成立させた¹⁾。市民レベルにおいても2008年春、北京五輪の聖火リレーをめぐり、その直前に起きたチベット暴動に対して、パリに拠点を置くNGO「国境なき記者団(RSF)」のメンバーが中心に激しい抗議活動を行ったことは記憶に新しい。日本ではそれほど報じられていないが、クルド人、アルメニア人、ベルベル人など独自の言語や文化を脅かされてきた少数民族に対する国際的な「連帯」の呼びかけもフランスでは官民間わず盛んである。

だが、フランス国内に視点を転じるならば、フランスの掲げる「文化的多様性」の理念に真っ向から反する動きも見られる。ムスリム女学生の公教育におけるスカーフ着用を厳格に禁じる2004年の法律はその典型として挙げられよう。この動きの根源にあるのは、フランスが「一にして不可分の」、「民族、人種、

1 無形遺産保護条約の全文(邦訳)は外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_5a.pdf) 文化的多様性保護条約の全文(邦訳)については文部科学省ホームページ(<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/018.pdf>) 参照。なお、後者の条約はアメリカおよびイスラエルの2国のみが自由貿易に反するものとして反対している。詳細については『毎日新聞』2005年10月29日(東京版)8ページを参照。

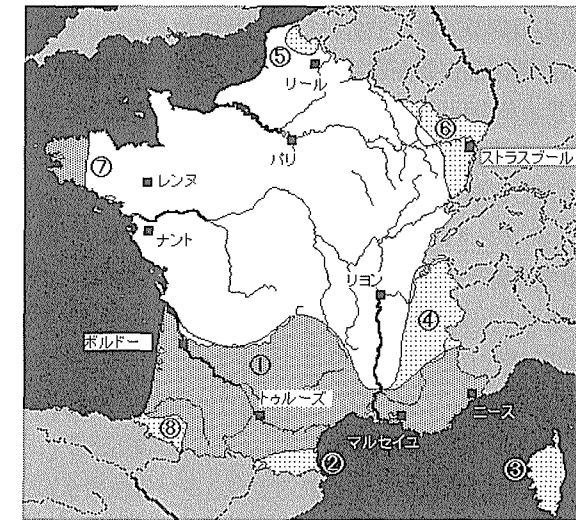
宗教等による区別のない平等な個人＝市民からなる共和国」という共和主義の理念であるが、この「不寛容」は言語についても言える。フランスには多様な言語が見られるが、憲法第2条にて「共和国の言語」と規定されているフランス語以外のいかなる言語も法的には認めていない。

しかし、2008年、フランスは憲法を改正し、「地域語 (langues régionales)」の規定を加えた。この憲法改正はどういう意味を持つのであろうか？そしてフランスの掲げる「文化的多様性」の内外の論理矛盾を解消するものか？以上の問題点について、憲法改正と地域語規定の追加をめぐる過程およびその議論から考察する。

本題に入る前に、憲法改正に至るまでのフランスの地域語の状況について概説する。

フランスには次ページの地図のように国土の周縁部分にフランス語以外の諸言語が見られる。このような一部特定領域で歴史的に使用された言語は「地域語」と総称されることが多い²⁾。「地域語」はフランス革命来、戦後に至るま

図1 フランス本国の主な地域語



- ① オック語 (オクシタン)
- ② カタルーニャ語 (カタラン)
- ③ コルシカ語 (コルス)
- ④ フランコ・プロヴァンス語 (アルピタン)
- ⑤ フランドル語 (フランデレン、フラマン)
- ⑥ アルザス語 (アルザシアン)
- ⑦ ブルターニュ語 (ブレイス、ブルトン)
- ⑧ バスク語

出典：長谷川秀樹「エスニック・マイノリティとフランス共和主義」宮崎かすみ（編）『差異を生きる』明石書店2009年、126ページ。

2 フランスの地域語の概況については、Henri Goetschy et André Louis Sanguin (dir.) *Langues régionale et relations transfrontalières en Europe*, l'Harmattan 2000, Jean-Baptiste Coyos et al. *Langues et cultures régionales de France*, l'Harmattan, 1999 Jean Sibille, *Les langues régionales*, Flammarion, 2000 宮島喬他『先進社会のジレンマ——現代フランス社会の実像を求めて』有斐閣1985年、宮島喬・梶田孝道（編）『現代ヨーロッパの地域と国家』有信堂高文社1988年、同『統合と分化の中のヨーロッパ』有信堂高文社1991年等を参照されたい。

一方、地域語を含んだより広範な概念として、フランスの言語的多様性を示す意味で「フランス諸語 (langues de France)」という表現もある。この表現は言語学者セルキリーニが、欧州地域語少数言語憲章の対象となるべき言語の列挙を政府に求められた際に、提出した報告書に記載されている75言語の総称、そして報告書名にも用いられている。これは地域語のほかベルベル語、イディッシュ語、アルメニア語などフランスの主に都市部、郊外部に居住している移民言語（セルキリーニは「出自言語 *langues d'origine*」と表現している）や手話等も含めた概念である。2001年に文化省フランス語総局 (DGLF) が「フランス語およびフランス諸語総局 (DGLFLF)」に改編改称され、従来のフランス語の防衛的組織だった官庁がフランスの言語的多様性と発展のための組織へと変貌し、この推移をセルキリーニは「小さき文化革命 (une mini-révolution culturelle)」とまで表現している。だが、本稿では「フランス諸語」ではなく「地域語」という表現を用いる。その理由として、①「フランス諸語」概念はセルキリーニと彼が大きにかかわるDGLFLF以外では殆ど見ることがなく、今回の憲法改正議論でも報道等では専ら「地域語」が使われていたこと、②「フランス諸語」概念が用いられる場合は、

「地域語」よりは移民言語あるいは移民文化の保護や発展という観点から述べられるケースが多いこと、③今回の憲法改正議論における言語の論争で移民の問題が取り上げられることはなく、したがって「フランス諸語」という表現も殆どなかったこと、④セルキリーニはフランスの言語的多様性を語る上で「地域語」だけでは狭く不十分な概念であるとしているが、「地域語」概念自体には否定的ではないこと、⑤以上のことから「フランス諸語」の概念は、本件あるいはフランス法よりは文化省DGLFLFの言語政策について言及する際に用いる方が適切であること、があげられる。

「地域語」と「フランス諸語」との関係については、Philippe Dewitte, «Une diversité linguistique qui ne se cache plus», *Homme & Migrations No.1252*, 2004, p.1ならびに Bernard Cerquiglini, *Bien dans nos langues*, *Homme & Migrations No.1252*, 2004, pp.4-6、佐野直子「フランス」渋谷謙次郎『欧州諸国の言語法——欧州統合と多言語主義』三元社2005年、257ページを参照。

では「パトワ (patois)」と呼ばれ、蔑まれる傾向にあった。国土の周縁部分に異言語があるのは偶然ではない。絶対王政時代からの領土併合により、ドイツやイタリアなど隣国の言語が政治的にフランスの周縁に組み込まれたものが「パトワ」であり、革命以降のフランスをめぐる国際状況からこれら異言語は敵視され、フランス語への同化が望ましいとされた。近代においては学校教育がその役割を果たし、戦後しばらくまでこの傾向が続いた。

1951年のディクソンヌ法以降、学校教育を通じた保護が叫ばれ、1980年代、ミッテラン社会党政権下の地方分権政策の一環で、一部の地域語の学校教育が開始された³⁾。しかし、地域語科目が外国語科目との選択制であることや、教員養成と免許制度が不十分であること、小学校・中学・高校などグレード間の連続性が貧弱なことなどや、また学校教育以外での使用機会が極めて少ないことから、十分な効果が挙げられていない⁴⁾。

こうしたことから80年代後半以降、地域語の教育や教育外の使用機会を広げることを目的とした法律を求める動きが見られるようになった。本稿ではかかる動きを「賛成派」と称する。かつて地域語要求は民族主義者や自治主義者など極端な思想を持つごく一部の住民や教育者に限定されていたが、今日では直接地域語に関わらない都市生活者や国会議員にまで広がっている。係争目的が地域語の保護発展そのものから、フランス共和国の分権や欧州統合、文化的多様性と絡むようになってきたからである。

一方、「反対派」は、地域語要求の動きを、かつては右翼や全体主義と結びつけて批判し、近年は、「一にして不可分の共和国」などの共和主義理念に反する「共同体主義 (communautarisme)」として非難する傾向がある。この点で地域語はフランス共和国のあり方を問う重要な問題であり、1999年の欧州

3 革命から現在にいたるまでのフランス全般の地域語や方言の状況、あるいはその政策を扱ったものとしては、Michel de Certeau *et al.* *Une politique de la langue: la Révolution française et les patois*, Gallimard, 1975, Bernard Poignant, *Langues et cultures régionales: rapport au premier ministre*, Documentation française, 1998、アンリ・ジオルダン、原聖 (訳) 『虐げられた言語の復権——フランスにおける少数言語の教育運動』批評社1987年等を参照されたい。

4 地域語の教育状況については、DGLFLFが毎年国会に提出する報告書 (Rapport au Parlement sur l'emploi de la langue française) に詳述されている他、地域語担当教員の全国教組FLAREPのホームページにも報告書が掲載されている。http://www.flarep.com参照。

地域語少数言語憲章の批准をめぐる論争がその頂点であった。これは、賛成派の動きを支持するジョスパン社会党首相 (当時) が憲章を署名したにもかかわらず、シラク大統領 (当時) が憲法裁判所 (憲法院 *conseil constitutionnel*) に提訴し、その結果、違憲と判決されたことで大統領が批准を拒否したことをめぐる論争である⁵⁾。だがその後も賛成派と反対派の攻防が続くことになる⁶⁾。

1. 憲法改正に至る背景 「地域語」をなぜ憲法に規定しようとするのか?

憲章批准拒否後、賛成派は、フランス共和国憲法を改正し、そこに「地域語」の文言を加えることで、地域語を法的に承認させるという主張に転じる。この動きが出てくる直接の契機は、上記の憲法院の判決であった。欧州憲章は地域語の教育、司法、立法、行政、メディア、文化活動、社会経済活動での使用、すなわち公的使用を促進させることを規定したものであるが、憲法院は個別の使用については判断を下さず、憲章序文で地域語使用を「奪うことのできない権利 (droit imprescriptible)」と規定し、第1条の地域語の定義で話者集団と規定していることから、共和主義理念に反するとして、全体について「憲章はフランス共和国憲法に反する条項を含む」と判決した。ところが賛成派はこの判決を、共和国憲法を憲章批准に合うように改正すればクリアできると解釈したのである。1992年のマーストリヒト条約批准の際にフランスは同様の手続きを経ていることから、賛成派は同じ手法を地域語についても取ることを主

5 シラク大統領は当初、この憲章の批准に対しては賛同する姿勢を示していた (1998年5月29日のブルターニュ地方公式訪問時の演説)、しかし彼の出身政党内部に批准に強く反対する勢力があったことなどから、ジョスパン首相による署名時に翻意した。こうした経緯やシラク大統領の翻意に対する批判については、長谷川秀樹「ヨーロッパ多言語主義とフランス」『*相関社会科学*』10, 2000年, pp.94-99, *Ouest-France*, 1999年6月18日付け記事、*Dernières nouvelles d'Alsace* 同年同月25日付け記事を参照。

6 欧州地域語少数言語憲章の批准をめぐる論争については、古石篤子「『地域言語・少数言語のための欧州憲章』とフランス」*KEIO SFC Review* 3-2, 1999年, pp.40-45、長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題—地域語と欧州少数地域語憲章をめぐる」『*立命館国際研究*』12-3, 2000年, pp.455-472、同「ヨーロッパ多言語主義とフランス」前掲書, pp.84-100、糠塚康江「『地域・民族少数言語に関するヨーロッパ憲章』とフランス憲法——フランスの言語政策」『*関東学院法学*』10-2, 2000年, pp.139-168、三浦信孝『*普遍性か差異か——共和主義の臨界、フランス*』藤原書店2002年, pp.217-236等、日本国内でも多数の業績が見られる。

張した。一方反対派は当然のことながら、憲法改正にも憲章批准にも否定的であった。

1.1 危機から脱していないフランスの地域語

だが、賛成派が地域語の憲法規定を求める本質的な理由は、地域語の現状打開であろう。「地域語の現状」とは、地域語が実用されないことによる話者の消失、ならびに地域語そのものの消滅、すなわちフランス語への完全同化、という危機的状況からの脱却であるが、相変わらずフランスの地域語はこの危機を脱していないと言える。

ユネスコの調査に「危機言語 (Endangered Languages)」がある。世界中の少数言語について危機の度合いを6段階に分けて表示するものであり、フランスおよび近隣西欧諸国の状況について表したものが次ページの(表1)であるが、フランスの地域語はスペイン、ドイツ、イタリアなど近隣国の少数言語に比してより「深刻な危機的状況」にある点、さらに、バスク語やプロヴァンス語など二国に跨る言語について言えることだが、同一言語であってもフランス側の方が隣国よりも消失危険度が高いことを物語っている。

表に掲げた諸国のうち、スペイン、ドイツ、英国、オランダは欧州憲章を既に批准している。イタリア、ベルギーは批准していないが、この両国には既に言語法が整備されている⁷⁾。憲章を批准せず少数言語関連法もない国はフランスだけである。むろん、憲章批准や言語法制定と少数言語の危機的状況の改善との因果関係は証明されていないので、これは「偶然の一致」と看做されるかもしれないが、まさにこれが賛成派の論拠となっているのである。

一方、フランスによる調査でも、地域語の危機的状況を読み取ることができる。INSEE (国立経済統計研究所) の調査によれば、両親との会話で地域語を使用する比率は減少の一途をたどっていることが分かる (グラフ1)。ま

7 イタリアでは1991年11月20日の大統領令により12の少数言語に対する保護をイタリア政府が行うことが規定されている(第1条)。さらに1999年には歴史的少数言語保護法も制定され、少数言語を使用する「権利」が規定されている。また幾つかの州でも州法により少数言語保護政策が規定されている。詳細は大澤(訳・解説)・山川・長谷川(訳)「イタリア」渋谷(編)前掲書2005年321-350ページ参照。ベルギーについても憲法を初めとして1966年の言語法により、主に少数言語であるドイツ語の保護政策について規定されている。詳細は岩本和子(訳・解説)「ベルギー」渋谷(編)前掲書269-291ページを参照。

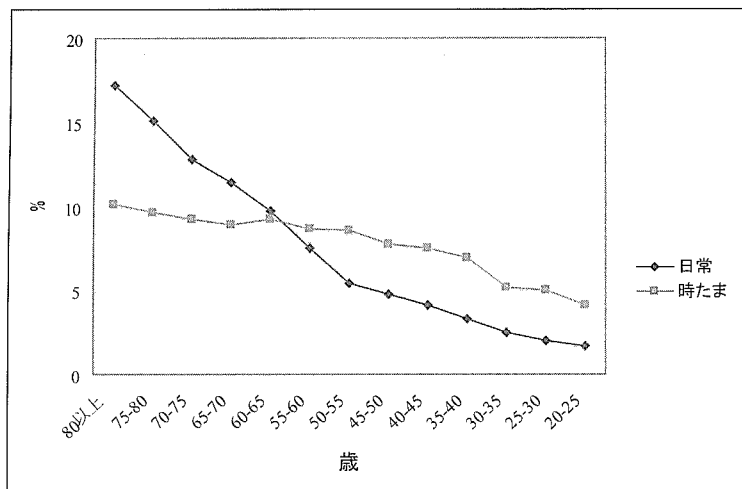
表1 西ヨーロッパにおける「危機言語」の一覧

(注: 言語名の後ろにある(01)は2001年、(09)は2009年時点のものをさす。数値がない言語は2001年、09年双方に列挙されていることを意味する。)

| | フランス | イタリア | スペイン | イギリス | ドイツ | ベルギー | オランダ |
|------------|--|---|-----------------------------|--|--|------------------------|------------|
| 1 潜在的危機言語 | | | | スコッツ語(09) ウェールズ語(09) | 低ザクセン語(09) ライン・フランク語(09) 東フランク語(09) アレマン語(09) バイエルン語(09) | リンブルフ語 西フランデレン語(09) | 西フリジア語(09) |
| 2 危機言語 | コルシカ語、ガスコンニユ語(09) | アルプス・プロヴァンス語、カンピダーノ語、ロヴグロド語、ガルーラ語、サツァリ語、エミリア・ロマーニャ語、フアエタール語、フリウリ語、ラディン語、リグリア語、ロンバルディア語、ピエモンテ語、ロマーニャ語、チンブリア語(09)、モケノ語(09)、レシア・スロヴェニア語(09)、アルグロ・カタルニャ語(09)、ガロ・シチリア語(09) | アラゴン語、アストゥリアス語、バスク語、ガスコーニュ語 | アイルランド・ゲール語、スコットランド・ゲール語、スコッツ語(01)、ウエールズ語(01) | 低ザクセン語(01) 上ソルブ語(01) 下ソルブ語(01) ソルブ語(09) | ワロニア語 | 西フリジア語(01) |
| 3 深刻な危機言語 | アルプス・プロヴァンス語、オーヴェルニュ語、バスク語、アルターニユ語、フランコ・プロヴァンス語、ガロ語、ガスコンニユ語(01)、ラングドック語、リムザン語、ノルマンディ語、ピカルディ語、プロヴァンス語 | ガルドイオ語 モリーゼ・クロアチア語(09) クリコ語(09) | レオン語 | チャネル諸島フランス語(01) ジャージー・フランシス語(09) ガーンジー・フランス語(09) | 東フリジア語 北フリジア語(09) | | |
| 4 消滅危機言語 | | | | マン島語(09) | | | |
| 5 事実上の消滅言語 | | | | モンテネグロ語、マン島語(01)、オルダニー・アランス語(09) | ボラビア語(01) | | |
| 6 完全な消滅言語 | | | モザビア語(01) | | | | |

出典: Stephen A. Wurm, *Atlas of the World's Languages in Danger of Disappearing*, UNESCO, 2001のヨーロッパの項目ならびに、*the UNESCO Map of the World's Languages in Danger*, 2009 (<http://cms01.unesco.org/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/CLT/pdf/UNESCO-EndangeredLanguages-WorldMap-20090218.pdf>) を参照して筆者作成。言語名はUNESCOの英語版のものを使用。

グラフ1 1999年時点における世代別の地域語使用状況



出典：INSEE Première No 830 février 2002, p. 3を参照して筆者作成

た「地域語は外国語と同様に世代間継承は行われているが、その実用は外国語に比して極めて低い」と末尾にて結論している⁸⁾。

1.2 地域語使用に対する法律上の制約

前節で言及した危機的状況は、地域語が「実用」につながっていないことに起因するものと考察される。フランスでは1980年代から地域語の学校教育が開始され、政府も支援しているにも関わらず、なぜ「実用」につながらないのか？ まず、「実用 (pratique)」の意味を考察したい。欧州憲章では序文にて「地域語ないし少数言語を私的なならびに公的活動において実用する権利は奪うことのできない権利」と規定し、まさにそれを憲法院が違憲と判決したのであるが、要は学校で教育手段として用いられるにとどまらず、公共機関において窓口あるいは文書にて使用され、親族や隣人、友人や同僚との会話にも通常あるいは部分的に用いられることを指す。こうした環境がないために地域語が危機的状況から抜け出せないと賛成派は考え、この環境を法により創出することを求め

8 François Clanché, «Langues régionales, langues étrangères: de l'héritage à la pratique», INSEE Première, No.830, 2002, p.3

ている。

しかし、地域語の「実用」、特に憲章が規定するような公共な場での使用を促進し奨励することを国や政府に課すことは、憲法第2条にある「共和国の言語としてのフランス語」規定に抵触すると反対派は主張する。この規定を受け1994年に成立したトゥーボン法が公共な場での仏語使用の義務を規定していることも反対の理由である。事実、1999年の憲法院判決の法的根拠の一つには、トゥーボン法の仏語使用義務規定もあった。このため、現在においても学校教育以外での地域語使用は極めて限られた領域(ごく一部のメディア⁹⁾や街路表記、芸術文化作品)にとどまっている。

教育についても1980年代に公立学校での地域語教育と地域語で他教科を教える民間教育団体の認定化(フランス語での教育を行う代わりに学校としての認定を行うもの)が図られたが、それ以降なかなか進展しない。初等教育(小学校)から中等教育(コレージュおよびリセ)への連携不足、地域語教育を行うのに相応しい教員養成課程や採用試験の不十分さ、一部の地域語しか学校教育が実現していないこと、地域語が現代語の中の選択科目という位置づけにされ、仏語と英語等外国語との競合に晒され、結果として選択しにくいことなど制度面の問題はさることながら、賛成派が強く求める二言語教育・イマージョン教育(地域語による地歴、理科、数学等他教科の教育)に対する制約が地域語の実用を妨げていると賛成派は主張している。二言語・イマージョン教育は2002年、憲章署名に着手したジョスパン左翼政権下の教育相で以前から地域語の法的承認に積極的であったジャック・ラングの通達により実施される予定だったが、行政裁判所(コンセイユ・デタ)の否定的見解により、部分的にしか実施されていない。

9 メディアについて言えば、地上波テレビ放送では地域語放送局は存在せず、フランスの地上波全国6放送局のうち、地方局制作番組を一定時間以上放送することを定められた国営放送「フランス3」のアルザス、ブルターニュ、地中海、コルシカの4地方局に限って、地元制作番組のうちニュース、天気予報、地域ドキュメンタリー番組の一部が地域語で放送されているにとどまる。ラジオ放送について言えば、国営ラジオ放送「ラジオ・フランス」のコルシカ島放送分(RCFM)と小規模なローカルFM放送(10局程度)にとどまり、そのほとんどがフランス語との併用である。活字メディアについても全国、地方紙含め、日刊紙では地域語新聞はなく、記事の一部が地域語で書かれるものが教紙ある程度である。

2. 2008年憲法改正の過程

2.1 2008年憲法改正に至る地域語憲法化への動き

以上の背景から地域語「賛成派」は、地域語の憲法改正とそれへの記述を求めるのであるが、その過程について、フランス国会の動きを分析することにより見ていく。ここでは2008年4月にはじまり7月まで続いたこの年二度目の憲法改正論議における地域語をめぐる攻防を取り上げるが、それ以前にも憲法改正に地域語を盛り込ませる動きは数度見られた（表2参照）。いずれも政府提出の改正原案（*projet*）に「地域語」がなく、これに対する各議員や会派からの改正案（*proposition*）として「地域語」規定案が出されるが、いずれも第一読会（*première lecture*）で否決され、成立していない。

2.2 5月7日の政府宣言と両院法務委員会での改正案成立

1月15日の審議（国民議会法務委員会における第一読会）では、この二つの案がリスボン条約批准に必要な憲法改正の手続きに結びつかないとして一旦は否決されるが¹⁰⁾、ここ数年同種の案が出てきては否決されるという行為が繰り返されたために、政府見解により決着を図ろうという主張が賛成派からも反対派からも出された¹¹⁾。これに応えるため、5月7日、アルバネル文化大臣により政府宣言が出される¹²⁾。これに先立つ4月25日、政府は「共和国の諸制度を刷新する憲法改正案」（法案第820号）を提示するが¹³⁾、そこには地域語がもりこまれなかった。その理由として文化大臣は5月7日の宣言およびこの日の審議で、「欧州憲章批准を目的とした憲法改正には政府は賛同せず」、「1999年の憲章批准を違憲とする憲法院判決を支持する」ことをあげた。また、批准しない理由として憲章の理念は共和国の基本原則に抵触する点と、「1999年の署名

10 *Compte rendu intégral, Troisième séance du mardi 15 janvier 2008, Assemblée nationale, Journal Officiel de la République Française*, pp.241-244,

11 同上。

12 *Déclaration du Gouvernement sur les langues régionales*, présentée par MME Christine Albanel, ministre de la culture et de la communication, enregistré à la présidence de l'assemblée nationale le 7 mai 2008, および *Compte rendu intégral, 153e séance du mercredi 7 mai 2008, Assemblée nationale, Journal Officiel de la République Française*, pp.1959-1985,

13 N°.820 *Projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la Vème République*

表2 2008年以前の憲法改正議論における「地域語」記載修正案のゆくえ

| 年・月 | 改憲目的 | 条文 | 経緯 |
|---------|----------|--------|--|
| 2002・11 | 地方分権 | 第2条 | 「共和国は地域語を承認しその発展を監視する」「フランスの遺産である地域語の尊重において」、前案の「尊重」の後に「保護」の文言を加える三案 |
| 2005・1 | 欧州憲法批准 | 第2条 | 「地域語の尊重において」、「フランスの遺産の一部をなす地域語の尊重において」の文言を付加する二案 |
| | | 第53条の3 | 「フランスが欧州地域語少数言語憲章を批准できる」の新条項を挿入する案 |
| 2006・12 | | 第2条 | 「文化遺産としての地域語」を付加する案 |
| 2008・1 | リスボン条約批准 | 第2条 | 「フランスの遺産をなす地域語の承認において」を付加する案 |
| | | 第53条の3 | 「フランス共和国は欧州評議会の欧州地域語少数言語憲章を承認しうる」という新条項を挿入する案 |

注) 第2条は全て「共和国の言語はフランス語である」という部分の後に挿入するもの。第53条は「条約および国際規定」と題する第6章に含まれる。

出典: *Compte rendu intégral, Deuxième séance du jeudi 21 novembre 2002, Assemblée Nationale, Journal officiel de la République Française*, pp.5495-5503, *Compte rendu intégral, Deuxième séance du mercredi 26 janvier 2005, Assemblée Nationale, Journal officiel de la République Française*, pp.412-420, *Compte rendu intégral, Deuxième séance du mercredi 13 décembre 2006, Assemblée Nationale, Journal officiel de la République Française*, pp.9011-9014, *Amendement N° 13 Modification du titre XV de la Constitution (n° 561)*, *Amendement N° 12 Modification du titre XV de la Constitution (n° 561)*,

時に政府が選択した憲章の39条項は違憲ではないが、すでに実施されていて、批准の必要性がない」点を述べている¹⁴⁾。ここまではほぼ反対派の主張に沿った形となっているが、①フランスの遺産としての地域語の承認、②地域語法の制定、③学校教育ならびに公共機関での二言語化については賛同し賛成派の主張に近い立場を取っている。

このことから820号法案に対する5月22日の国民議会審議（第一読会）では、賛成派、反対派がこぞって改正案を出し、出すたびに否決されるという状態が

14 *Déclaration du Gouvernement sur les langues régionales*, le 7 mai 2008, および *Compte rendu intégral, 153e séance du mercredi 7 mai 2008*, pp.1983-1985

また5月13日には国民議会と上院の合同委員会が開かれ、アルバネル文化相の政府見解に対する質疑応答がなされた。アルフォンジ上院議員が政府は①憲法改正はせず、憲章の個別条項のみ批准、②憲法改正、③憲法改正はせず、地域語法を制定、のいずれを取るのかという質疑に対して、文相は「批准目的の改正はしない。憲章の個別条項については批准しなくとも既にフランスは実施している」とのみ回答している（*Compte rendu intégral, Séance du mardi 13 mai 2008, Sénat, Journal Officiel de la République Française* pp.2027-2043）。

表3 2008年5月憲法改正時に提出された改正案・修正案

| |
|---|
| 賛成派の提出案 |
| 改正案第304号「〔第2条〕 フランスの諸言語もまた共和国により承認される」 修正案第601号「〔第2条〕(フランスの諸言語)は国民の文化遺産に属する。共和国はこれを保護する」 同第590号「〔第2条〕(承認) および保護される」 改正案第569号「〔第2条〕 多様性を築く地域語の尊重において」 注:修正案は全て改正案第304号に対するもの |
| 反対派の提出案 |
| 改正案第273号「〔第1条〕(フランス共和国は) 多元的でありそれを構成する多様性を保障する」 同第262号「〔第2条〕 地域語は国民の遺産に所属する。共和国はこれを保護する」 同第145条「〔第2条〕(…) 国民の遺産をなす地域語の尊重において(…)」 |

繰り返された¹⁵⁾。提出された改正案および修正案(amendement)は上表3のとおりである。

3 考察 なぜ地域語規定が採択の要因

結局、法務委員長が提示した折衷案の改正案修正第605号が全会一致で採択され¹⁶⁾、送致された上院(法務委員会での第一読会)でも6月11日に可決された¹⁷⁾。これによりフランスで初めて地域語が憲法に盛り込まれる可能性が大きくなった。ではなぜ、地域語規定について反対派も認めたのであろうか? その前に可決した憲法改正案の第1条「地域語はフランスの遺産に属する」という文言から、この改正案の特筆すべき二点に着目したい。それは、①地域語の「承認」や「尊重」、「保護」という文言がない。②第2条にではなく第1条に付加された点、である。これは改正案がむしろ反対派の主張に近い形で取り入れられたことを意味する。政府は「憲章批准を前提とする憲法改正」には否定的で

15 *Compte rendu intégral, 165e séance du mercredi 22 mai 2008, Assemblée nationale, Journal Officiel de la République Française*, pp.2337-2349,

16 Amendement N° 605 Rect. Modification du titre XV de la Constitution (n° 820)

17 上院法務委員会ホームページ (<http://www.senat.fr/rap/107-387/107-38727.html#toc214>) および Jean-Luc Wasermann, *Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation, et de l'administration générale de la république sur le projet de loi constitutionnelle, modifié par le Sénat*(No. 933) de modernisation des institutions de la Vème République, Assemblée Nationale, 2008, p.54.

はあったが、憲法に何らかの形で地域語を規定することは不可避な状況にあった。この「不可避な状況」が、これまで否決され続けた「地域語」規定の憲法挿入を可能にさせた要因である。それを国内、国外の論理から考察したい。

3.1 地域語がフランスの「遺産」であるという意味

まず、国内の論理であるが、地域語がフランスの「遺産」である、という点は賛成派も反対派も共通する意見であり、文化的多様性の保護促進も必要で、地域語の保護促進も文化的多様性の観点から必要であるという点でも両者が共通している。対立はそれを憲法に明記する必要性についてである。もう一つはサルコジ大統領や政府が地域語法の制定を掲げている点である。これが既存の法制の単なる「法典化」なのか、既存法制より一歩踏み込んだ内容になるのかは不明だが、法制化は規定路線である。

3.2 「文化的多様性」の対外的・国内的論理の矛盾の解消

一方、対外的論理では、フランスは果たして真に文化的多様性に前向きなのか、という疑念が国内外から出されている点である。ヨーロッパ議会の少数民族諸会派代表のチャバ・サンドル・タバルディ(ハンガリー選出)議員は、2006年2月、ストラスブールでの本会議において「宣言」を発し、フランスの地域語が危機的状況にあり続けるのはフランスが欧州憲章を批准しないからだとしてフランスを批判し、批准を要求している¹⁸⁾。今回の憲法改正議論でも、党派を超えてフランスが憲章を批准しないことは、ヨーロッパや国際社会レベルからみた文化的多様性の問題にフランスは果たして真剣に取り組んでいるのかという疑念、あるいは非難が賛成派から出されている。特にフランスはユネスコの無形文化遺産保護条約(その第2条2(a)に言語も無形文化遺産と定義されている)、文化的多様性の保護促進についての協約に参画しながら、同種の欧州憲章を批准しないことに対する批判が大きい。今回、憲章批准はさておき、フランスがグローバル化に対抗して国際的に掲げた「文化的多様性」の擁護との整合性意識が反対派にも見あり、「遺産」としてならば地域語を憲法に掲げることで「文化的多様性」の内外論理矛盾を解消すると同時に、地域語に対するそれ

18 Agence Bretagne Presse のホームページ。 <http://www.agencebretagnepresse.com/listing.php?city=Stasbourg> および2008年5月13日における上院審議 *Compte rendu intégral, séance du mardi 13 mai 2008, Sénat, Journal Officiel de la République Française*, pp.2032,

以上の進展（憲章批准や公的使用範囲の拡大）を抑えることができるものと判断したと考察される。

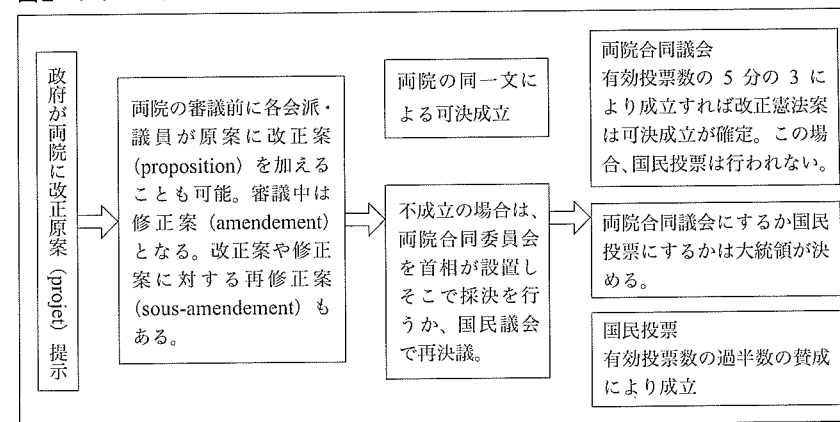
3.3 「フランコフォニー」という特別な関係

もう一つは、同じ憲法改正で新たに設けられた第14章の「フランコフォニー (francophonie)」に関する章とこれに含まれる新設第87条の存在である。これは「共和国はフランス語を共有する諸国及び諸人民間の連帯と協力の発展に参加する」という短い一文である。このことは、第6章の「条約及び国際規定」(第52条～第55条)ならびに第15章の「欧州諸共同体及び欧州連合」(第88条1～第88条5)以外に対外規定の章が設けられ、フランス語圏諸国との関係、あるいはフランス語圏諸国による多国間関係に基づく国際組織とフランスとの「特別な関係」を憲法上認める重要な転換と言えるが、重要なのはそれだけではない。第14章では「フランコフォニー」という題であるのに、第87条では「フランス語を共有する諸国及び諸人民 (les Etats et les peuples ayant le français en partage)」と「フランス語」が使われている点に注目すべきである。もちろん国際組織としての「フランコフォニー」には、フランス語が公用語でもなく、また第二言語として多用される訳ではないエジプトやベトナム、東欧諸国などが多数参加しているという状況を反映してのことであろうが、重要なのは、改正憲法では二度も「フランス語」という表現が使用される点である。すなわち第2条に「共和国の言語」としての「フランス語」があり、これに第87条にも対外的な意味での「フランス語」規定が加えられた。

すなわち、この第87条は、地域語規定付加の代替として新設されたと見るべきであろう。反対派にとって地域語の憲法規定が不可避であるならば、「共和国の言語」フランス語の優位を揺るがすことがないようにしなくてはならない。フランス語規定をさらにもう一つ増やすことで、その優位を地域語に対してさらに強化する意味で第87条が設けられたと見てよいであろう。この規定を改正憲法に積極的に加えようと何度も修正案、修正案を提示したのが、審議中、一貫して地域語規定に反対した議員たちだったことからこのことが言えよう¹⁹⁾。

19 とりわけジャック・ミヤールを中心とする議員団。Amendements N^{os}.175 et 176 Modernisation des institutions de la Vème République (n^o 820),

図2 フランスにおける憲法改正のプロセス



4 憲法改正における「地域語」の削除の動き

4.1 上院本会議での地域語削除

こうして国民議会で改正憲法案は成立するが、上院でも同一内容で可決する必要がある。また、憲法改正は国民投票 (référéndum) にかけるか両院合同議会 (congrès) で投票数の5分の3以上の賛成がなければ確定しない(図2参照)。

だが上院では6月18日、「フランスの遺産としての地域語」の文言が設けられている第1条の削除あるいは修正を求める案が11提示された、うち6案(改正案第3号、77号、145号、157号、250号、260号)が削除であった。残る5案は地域語の文言を残した上で改正であったが、実質的には国民議会の可決案より後退するものであった²⁰⁾。こうした改正案に対してダチ法相はいずれも

20 第1条に「男女平等」規定を移す(改正案第95号)、フランコフォニー(フランス語圏)の連帯を第1条に加える(改正案第315号)、地域語規定の直後に「その使用ならびに実用は、共和国の不可分性、法の下での平等、フランス人民の単一性という憲法的原則に抵触しないものとする」の文言を加えるもの(改正案第4号)、「遺産」に「文化」を付加するもの(改正案第95号の修正案第38号2)、第1条の地域語規定を第2条に、第2条の共和国の言語としてのフランス語規定を第1条に入れ替える(改正案第356号)。改正案第95号、4号はいずれも「遺産としての地域語」規定が憲章批准の根拠とならないよう、フランス共和主義の基本原則である平等理念を第1条で強化させることにより歯止めをかけることを目的としている。改正案第315号ならびに356号は地域語に対するフランス語の優越を強調す

否定的見解を述べ、国民議会可決案を採択するよう求めるが、賛成216、反対103により、結局上院では「地域語」削除を求めた6案が可決する。

「地域語」規定を設けた国民議会案を上院が削除した理由と背景であるが、もちろん、国民議会で審議された憲法改正が憲章批准の前提となるという旧来からの批判に加え、「フランスの遺産」としてなぜ地域語だけが憲法に載せられるのか、そしてフランス語規定のある第2条に先立って第1条に地域語規定がなされたことに対する違和感が上院で新たに出されたことがあげられる。遺産には史蹟や建造物、あるいは料理のごとき無形のものまでであるのに、なぜ地域語だけ記載されるのかという批判である。もう一つは憲法第1条を含む第1章（第1条～第3条）は共和国の基本的原則、特に主権と市民の平等について記されるべきであるのに、なぜここに国民の「一部」でしかない地域語を記載するのか？という疑念である。国民議会に比して「保守的」であると称される上院の性質も影響しているであろう。

4.2 アカデミー・フランセーズの地域語削除要求

上院採決に影響を与えたのは、アカデミー・フランセーズ (Académie Française) が6月12日に発した「宣言」である。この組織は1635年創立の、40名の「会員 (académiciens)」からなるフランス語の権威機関であり、フランス語およびその表現芸術・文化活動に対して多大な影響力を持つ。アカデミー・フランセーズは会員の全会一致の決議により、国会に対し地域語規定を盛り込んだ改正案を採択しないよう求めた。

(前略) さる5月22日、国民議会は憲法改正案を採択したが、その結果は国のアイデンティティに悪影響を及ぼすものである。彼らは「フランスは一にして不可分、非宗教で民主的かつ社会的共和国である」という文言で始まる憲法第1条に「地域語はフランスの遺産に属する」という文言を最後に加えようとした。地域語は我々の社会あるいは文化遺産に属している。果たして誰がこれを疑うだろうか？ 地域語は我々の国の豊かさをなす現実と感性を表している。だがなぜ、これを性急に憲

意図から出されたものである。修正案第38号2は、地域語を「遺産」ではなく「文化遺産」とすることで、「コミュニケーション」手段とみなすことを回避し、フランス語だけをフランスで唯一のコミュニケーション手段として強調することを目的としたものである。

法に記す必要があるのか？ (中略) さらにフランスの地域語を共和国の言語であるフランス語に先立たせて記すことは、簡潔なる論理への挑戦、共和国の否定、国の構成原則の混乱、政治的目的に我々には見える。国会がかかる法案を採択したことは重大だ。この結果、全ての市民が司法および行政に平等に接することが疑問視される。(省略) かかる法案が撤回されることを要請する²¹⁾。

この点は国民議会法務委員長の報告書にも指摘されており²²⁾、アカデミー・フランセーズの政治的影響力の大きさを見ることができよう。

5 憲法第75条1における「地域語」規定の追加

5.1 両院第二読会および両院合同会議での地域語の再度承認

6月25日に国民議会に再度送致された上院可決憲法改正案は、法務委員会第二読会にて審議されるが、その際ヴァルスマン法務委員長は「フランスの遺産としての地域語」規定を盛り込む改正案第38号を再び提示する。ただし、憲法第75条の後に、第75条1を新設する形である。第1条や第2条にではなく、第75条の後に「地域語」を設けた理由として法務委員長は「フランス語の優越性に対する疑念を払拭するため」²³⁾と言及している。これに対して第2条のフランス語規定の後に地域語規定を盛り込むという旧来の改正案が提示され、また一部議員は地域語を削除した上院可決案を支持したが、ダチ法相が第38号を支持する考えを表明したため、採決の結果、第75条1に地域語が新設される改正案が可決した。この法案は上院に再度送致される(7月10日、法務委員会)。ここでも第75条1の削除を求める改正案(第91号)が提示されたが、上院法務委員長と法相がこれに否定的見解を示したため、改正案は否決され、7月16日、上院審議でも地域語が承認されることになった。

最後の障害が両院合同会議である。憲法改正案が成立するには、両院の議員

21 アカデミー・フランセーズ HP より http://www.academie-francaise.fr/actualites/actu_2008.asp 長谷川訳。

22 *Texte adopté No 172, projet de loi constitutionnelle de modernisation des institutions de la Vème République*, Assemblée Nationale, 9 juillet 2008.

23 Amendement N° 38 Modification du titre XV de la Constitution (2° lecture n° 993)

総数905名のうち、投票者の6割以上の賛成が必要となる。ただし、これまでの審議とは異なり、一条ずつ採決するのではなく、改正案全体の採決となるので、地域語が合同会議での中心的な議論にはならなかった。採決の結果、可決に必要な538票のわずかに1票を超える539票（投票者896、反対者397）で憲法改正は成立し、第75条の1にて「地域語はフランスの遺産に属する」という形で初めて地域語が憲法で認められた。

5.2 今回の憲法改正議論から見えてくるもの——共和主義論争から新たな論議へ移行した地域語問題

今回の憲法改正の過程において、地域語をめぐる「賛成派」と「反対派」の対立が新たな形となった。1982年に地域語の学校教育が本格的に開始されるまでは、地域語の主張は言わば民族主義者や自治主義者の「たわごと」に過ぎないものとされ、政治的議題から一方的に排除されるのが常であった。地域語教育が始まる80年代においても地域語にかかわる主張は、国家レベルで論争となることはなかった。

しかし、90年代以降、地域語の問題、特に地域語をフランス共和国がどう法律的に位置づけるかという問題は、共和主義論争という形で国論を二分する。その典型が1999年の欧州憲章の批准をめぐる論争であった。地域語が絡む共和主義論争の大まかな特徴は以下の三点に集約される。①地域語の公的使用積極派は多元主義的な欧州統合にも前向きであるのに対して、憲章批准反対派は欧州統合よりフランスの主権維持に積極的な姿勢を見せるように、欧州統合と絡んだ論争となった。②憲章批准賛成派を共同体主義（＝多文化主義）論者とみなし、集合的権利を個人的権利に優越させるものと位置づけ、革命以来のフランスの基本精神である共和主義に反すると非難する論調が見られた。③左右あるいは保革の党派対立を超えた、超党派あるいは同一政党・会派内の論争となった。

しかし、今回の憲法改正では、上記の対立も見られはしたが、むしろ、地域語をどういう形で法的に位置づけるのか、地域語の実用をどこまで認めるか、という二点で争われた。このため、賛成派＝共同体主義者、反対派＝共和主義者という図式は成立しにくい。

賛成派は当然、将来の憲章批准につながる形（特に、第2条「共和国の言語としてのフランス語」との併記）を求めたのに対し、反対派は「承認」や政府に何らかの実用をめぐる義務を課すような表記を極力避けるか、共和主義的諸

原則に反することのないような記述を求めた。政府は「憲章批准につながる文言での憲法改正」についてのみ反対し、「遺産」としての「地域語」や地域語法の制定については反対しないという中間的立場であった。以上のことから今回の憲法改正議論における地域語問題は、憲章批准をめぐる共和主義論争から、「共和国の言語」のフランス語と「遺産」の地域語というともに法的価値を有する言語を、フランスが国際社会に対して掲げる「文化的多様性」の論理に矛盾しないでどのように関係付けるのか、という新たな論議に移行したものとえよう。

最後に

今回の憲法改正は、危機的状況にある地域語に対してどのような効果を与えることになるのだろうか？そしてフランスの掲げる「文化的多様性」の矛盾を少しでも解消する形となるのであろうか？

注目すべきは、「フランスの遺産」として地域語が憲法第75条1に新設追加される形で規定された点である。このことは地域語にとって二つの意味を持つ。

一つは、「遺産」と位置づけた以上、歴史的建造物や遺跡と同じく、地域語の保護義務をフランスが憲法上認めたことになる。すなわち、2002年のコンセイユ・デタのような既に実施されている二言語教育やイマージョン教育を阻害するような法令は、今後違憲とみなされるため、また地域語教育の一層の充実がその保護に必要であるため、二言語教育やイマージョンは今後一層強化されるだろう。しかし、保護義務が課されたということと、欧州憲章の批准とは直接関係はない。欧州憲章は地域語や少数言語の公的領域での使用促進を求めたものであり、保護を求めるものではない。また、既に述べたように、地域語の運動に関わる人々の多くが望んでいることは、「保護」よりも「教育現場以外での使用機会の拡大」である。今回の改正された憲法条文は彼らの要望に答えているとはいいがたい。よって、今後も憲章批准を求める動きは弱まることはないであろう。

さらにもう一つ、第75条1は、第12章の「地方公共団体 (collectivités territoriales)」に置かれている点である。これは地域語が国の遺産と位置づけられている一方で、第1章の「主権 (souveraineté)」項目ならびに第14章の「フランコフォニー」に位置づけられているフランス語とは明らかにことなる。

フランス語は地域語に対して明確にその優位性が位置づけられたほか、対外的にも憲法上の価値を有する言語として強化された。一方で、地域語を遺産として位置づけ、他にも地方分権や多元性なる表現を憲法に盛り込んだことにより、文化的多様性をめぐる内外の論理矛盾は大分解消されているといえるだろう。

しかし、「遺産」としての地域語は、保護義務が政府あるいは地方公共団体に課されただけに過ぎない。保護するだけでは、地域語が危機的状況から脱するには不十分であり、そのために公共機関や社会的場面における地域語の実用を奨励する欧州憲章の批准が求められてきたのであるが、憲法第75条1の規定により地域語の実用範囲が広がるのかどうかを今後、諸政策から見極める必要がある。